

角田市議会告示第1号

角田市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

角田市議会議長 渡邊 誠

角田市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、角田市議会議員（以下「議員」という。）が良好な職務環境を確保することを目的として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下これらを「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (2) パワー・ハラスメント 地位や人間関係等の優位性を背景に、精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は悪化させる言動をいう。
- (3) その他のハラスメント 前2号に掲げる言動以外のもので、精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は悪化させる言動に類する行為をいう。
- (4) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため議員の活動が害されること及びハラスメントへの対応に起因して議員が不利益を受けることをいう。

(議員及び議長の責務)

第3条 議員は、ハラスメントを行うことのないよう行動しなければならない。

2 議員は、ハラスメント及びハラスメントが疑われる行為を知った場合は、速やかに議長に報告しなければならない。

3 議長は、良好な職務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。この場合において、ハラスメントに関する苦情の申し出、当該苦情等に係る調査への協力、その他のハラスメントに対する議員の対応に起因して当該議員の活動において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(研修)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、議員に対し必要な研修等を実施するものとし、日頃から議員の意識啓発に努めるものとする。

(相談員)

第5条 ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、相談員を置く。

2 相談員は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び議会議務局長をもって充てる。ただし、本文に規定する者がハラスメントとの関係が疑われる場合は、相談員になることができない。

3 前項に規定する相談員のほか、必要に応じて議長が指名する者を相談員にすることができる。

(苦情相談の体制)

第6条 苦情相談は、議員から寄せられた苦情相談毎に、議長が相談員の中から選出する2名により行う。

2 相談員は、苦情相談を受けるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 苦情相談は、2人で対応すること。ただし、苦情相談を行う議員が希望しない場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(2) 苦情相談を行う議員と同性の相談員が同席するよう努めること。

(3) 苦情相談は、周りから遮断した場所で行うこと。

(苦情相談への対応)

第7条 苦情相談を受けた相談員は、苦情相談に係る事実関係の確認、当事者に対する助言等により、当該苦情相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとし、その内容をハラスメント苦情相談受付票（様式）に記録しなければならない。

2 相談員は、前項の記録を必要に応じて議会運営委員会に報告するものとする。

3 議長は、必要に応じて苦情相談を行った議員から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該議員に対して、指導、助言及び必要なあっせん等を行うものとする。

(プライバシーの保護)

第8条 相談員は、関係者のプライバシーを尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(措置等)

第9条 ハラスメントを行った議員に対しては、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

受付日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
受付者	(職氏名)	相談者	(職氏名)
加害者とされる者	(職氏名)	被害者	(職氏名)
相談方法	<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()		
相談区分	<input type="checkbox"/> セクシュアル・ハラスメント <input type="checkbox"/> パワー・ハラスメント <input type="checkbox"/> その他のハラスメント ()		
相談内容	<p>(1) 問題とされる事由について (いつ、どこで、だれに、なにを、なぜ、どのように)</p> <p>(2) 相談者、被害者及び加害者とされる者との関係 _____</p> <p>(3) 被害者の受けた影響 (仕事の面で) _____ (心身の健康面で) _____</p> <p>(4) 目撃者又は事実を知る第三者 <input type="checkbox"/>いる (具体的に _____) <input type="checkbox"/>いるが、話したくない <input type="checkbox"/>いない <input type="checkbox"/>わからない</p> <p>(5) 被害者がとった加害者とされる者への対応 (いつ、どこで、だれに、なにを、なぜ、どのように)</p> <p>(6) 他者への相談の有無 <input type="checkbox"/>行った (だれに _____) <input type="checkbox"/>行ったが、話したくない <input type="checkbox"/>行っていない <input type="checkbox"/>わからない</p> <p>(7) 被害者が求める対応 (いつまでに、だれに、なにを、どのように)</p>		
受付者の対応	所見、調査、確認、指導内容、対応後の状況等具体的に		
対応終了	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 相談者に対応終了の同意を得ました		